

平成28年(ケ)第 470号

売却許可決定

掛
示
用

上記の者は、別紙物件目録記載の不動産について

金 48, 200, 000 円

掛
示
用

の額で最高価買受けの申出をしたので、売却を許可する。

平成29年 8月 3日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判官 室川 義彦